協会けんぽ
沖縄支部からのお知らせ

2023年 6月号

職場内で回覧・掲示をお願いします

まず「宣言」が健康経営の第一歩になる！

健康づくりに取り組む事業所が増えています

昨年末発表された2020年都道府県別平均寿命ランキングでは、沖縄県は男性43位、女性16位と男女共に前回より順位を落とし、県民に大きな衝撃を与えました。

沖縄県の課題である「働き盛り世代の健康づくり」に取り組むため、沖縄県をはじめとした関係機関5者で、事業所の健康経営®(※)の取組を支援する「うちなー健康経営宣言」事業を推進しています。健康づくりの機運は年々高まってきており、「うちなー健康経営宣言」をした事業所数は2022年３月末で405社だったのが、2023年4月末には1,410社にまで増えています。

※「健康経営」は特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標

「宣言」を健康づくりのきっかけに！

健康経営を検討している事業所さま、まずは「うちなー健康経営宣言」をするところから始めてみませんか？

宣　言　の　流　れ

① 健康づくりを推進していくための担当者「健康保険委員」を決定

※健康保険委員については裏面をご覧ください。

② 「うちなー健康経営宣言登録申請書」に必要事項を記入し、協会けんぽ沖縄支部にFAXまたは沖縄労働局にメールにて提出

- 「うちなー健康経営宣言登録申請書」は、協会けんぽ沖縄支部または沖縄労働局のホームページからダウンロードできます。
- 記入した代表者メッセージは、沖縄労働局のホームページに掲載されます。

UCHINA うちなー健康経営宣言

（ロゴ見本）

③ 『宣言証』が届いたら事業所内に掲示、目標達成に向け事業所全体で取組開始

- 登録申請書の受付後、約1か月程度で沖縄県知事名による『宣言証』を発行します。
- 宣言後は、ロゴ、バナーをご使用いただけます。名刺やホームページ等にご活用ください。

④ アドバイスおよびフィードバック

- 自社の健康度がわかる「事業所カルテ」を進呈します。
- 保健師や管理栄養士などの専門スタッフが、健康づくりの相談に対応します。「事業所カルテの見方を説明してほしい」「何から取り組めばよいかわからない」等、お気軽にご相談ください。

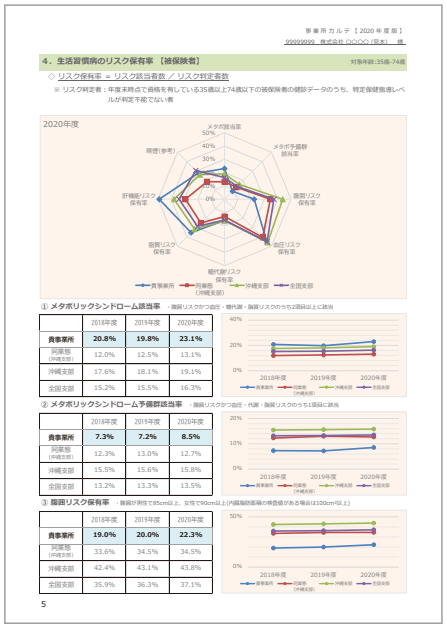

（事業所カルテ見本）

事業所カルテとは？

健診・保健指導の実施率や、健診結果、生活習慣について事業所単位でまとめ、県内の同業態の平均値などと比較できる表やグラフを用いて見える化した資料です。自社の健診・保健指導の実施状況や、健康状態の現状（特徴）が把握できるので、健康づくりの取組にご活用いただけます。

うちなー健康経営宣言に関するお問い合わせ先：企画総務グループ（☎ガイダンス4番）

健康保険委員にご登録いただくと業務に役立つ特典が受けられます

協会けんぽ沖縄支部では、健康保険の各種給付手続きや健診等の事務に携わっている被保険者の方に「健康保険委員」への登録をお願いしています。(年会費、登録料はかかりません。)

従業員や家族の健康保険に関する手続きや、健康づくりのための情報発信を行うなど、事業所と協会けんぽの架け橋としてサポートを行っていただきます。

健康保険委員限定特典

申請書の書き方について詳しく解説した『健康保険制度・申請書の書き方ガイドブック』を進呈します。

また、健康保険制度や健康づくりに関する研修会(無料)にご参加いただけます。

健康保険委員の登録方法

『健康保険委員登録届』をご記入のうえ、協会けんぽ沖縄支部にFAXまたは郵送でご提出ください。後日、委嘱状と特典のガイドブックをお送りします。(『健康保険委員登録届』はホームページからダウンロードできます。)

◎健康保険委員にご登録いただいた方が異動、退職された場合は、『健康保険委員異動届』のご提出をお願いします。

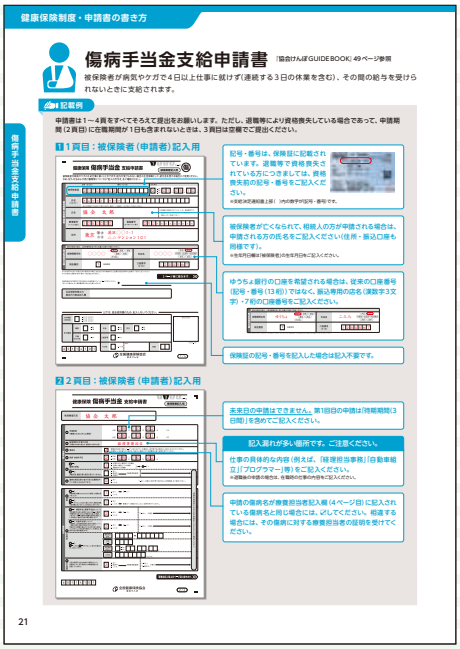

健康保険制度・申請書の書き方ガイドブック

健康保険委員に関するお問い合わせ先：企画総務グループ(☎ガイダンス4番)

整骨院・接骨院のかかり方

整骨院・接骨院で柔道整復師による施術を受ける場合、健康保険の対象となる範囲が決められています。健康保険が使える場合、使えない場合を正しく理解したうえで適切な受診をお願いします。

○ 健康保険の対象となる場合

<負傷原因がはっきりしていて慢性に至っていないケガ>

・打撲、捻挫、挫傷(肉ばなれ等)
・骨折、脱臼(応急処置を除き、医師の同意が必要)

✕ 健康保険の対象とならない場合

・単なる肩こり、筋肉疲労
・慰安目的のあん摩・マッサージ代わりの利用
・病気(神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど)からくる痛み・こり
・症状の改善の見られない長期の治療
・医師の同意のない骨折や脱臼の治療(応急処置を除く)
・仕事中や通勤途上におきた負傷(労災保険の適用となります)

◎協会けんぽより、治療内容等について文書等で照会をさせていただく場合があります。照会がありましたら、回答書をご記入のうえ返信いただきますようご協力をお願いします。

整骨院・接骨院のかかり方に関するお問い合わせ先：業務グループ(☎ガイダンス1番)

全国健康保険協会 沖縄支部
協会けんぽ

〒900-8512 ※この郵便番号は個別番号であるため、宛先住所の記入が省略できます。

☎098-951-2211(代表) 受付時間/8:30～17:15(土日祝日・年末年始除く)

※各種申請はすべて郵送でお手続きができます。

※申請書は協会けんぽのホームページからダウンロードできます。

https://www.kyoukaikenpo.or.jp/